

「ニュージーランド、中国と自由貿易協定(FTA)を締結」

三菱東京UFJ銀行
アジア法人業務部

2008年4月7日、ニュージーランド政府は中国と自由貿易協定(FTA: Free trade agreement)を結んだ。ニュージーランドにとっては、1983年にオーストラリアと結んだ経済協力緊密化協定(ANZCERTA)以来の国際協定で、中国にとっては最初の先進国とのFTA締結である。本協定はニュージーランド議会の承認を経て、2008年10月1日に発効する予定。ニュージーランド政府の発表によると2019年にはニュージーランドから中国への輸出の内96%の関税が撤廃される。ニュージーランドにとって中国は3番目の貿易相手国であり、ニュージーランドと中国の貿易額は年間約US\$61億となっている。

1. ニュージーランド、中国自由貿易協定の交渉経緯

- ・ 2004年5月 : 本格交渉開始合意文書に調印
- ・ 2004年11月 : APEC会談において2国間FTA交渉を開始
- ・ 2004年11月～2007年12月 : 15回に亘る交渉
- ・ 2008年4月 : ニュージーランド、中国FTAに調印
- ・ 2008年10月 : 本協定発効予定

2. ニュージーランド、中国自由貿易協定の概要

自由貿易協定の下では、2008年10月の発効時点で、中国からニュージーランドへの輸出品目の37%、ニュージーランドから中国への輸出品目の35%の関税撤廃を実行。また、段階的に別の品目についても関税を引き下げ、2016年までに中国からニュージーランドへのすべての輸出品目の関税が撤廃される。一方、2019年までにニュージーランドから中国に対する輸出品目の関税の96%が撤廃される。

また、1,800人の特殊技能を持つ労働者を最長3年間、それぞれのセクターに100人を上限としてニュージーランドに中国から派遣できるようにする。但し、中国医療師、中国料理人、中国語の教師については150人から200人まで派遣が可能。更に、ワーキング・ホリデー・スキームを実施し、観光分野などで年間1,000人の中国人を受け入れる。

3. 関税引き下げスケジュール

今回発表された関税引き下げスケジュールは以下の通り。段階的に関税が引き下げられ、一定期間後に関税が撤廃される。

- (1) 2008年10月のFTA発効と同時にニュージーランドから中国への輸出品目の35.3%について関税を撤廃。

関税撤廃品目はファイバーボード、コークス用炭、鉄スラグ、金属のくずなど。

- (2) **2009年1月1日**より追加でニュージーランドから中国へ輸出品目の6.0%の関税を撤廃する。羊毛については現在の輸出額の75%相当の品目の関税を撤廃する。残りについても8年間で関税を撤廃していく。
- (3) **2013年1月1日**よりニュージーランドから中国への輸出品目の31.2%の関税を撤廃する。主な品目は、乳児用ミルク、ヨーグルト、カゼイン、冷凍魚、メタノール、動物脂肪・油、りんご、ワイン。
中国からニュージーランドへの輸出品目の内、追加で35.3%について関税を撤廃する。主な品目は、鉄、染付けプラスチック、家具、タイヤ、ペンなど。
- (4) **2014年1月1日**より追加で中国からニュージーランドへの輸出品目の4.2%の関税を撤廃する。繊維、衣服、カーペット、履物など。
- (5) **2016年1月1日**より、追加でニュージーランドから中国への輸出品目の4.6%の関税を撤廃する。品目は食用肉、オレンジ、オレンジジュース、キュウイフルーツ、羊の皮、羊のための乳搾り機、牛肉。
追加で中国からニュージーランドへの輸出品目の21.5%の関税を撤廃する。品目は衣服、履物。
- (6) **2017年1月1日**より、追加でニュージーランドから中国への輸出品目の2.5%の関税を撤廃する。バター、チーズ、ミルクなど。
- (7) **2019年1月1日**より、追加でニュージーランドから中国への輸出品目の15.2%の関税を撤廃する。品目はスキム・ミルク・パウダーなど。
- (8) ニュージーランドから中国への輸出品目の4.0%にあたる製品及び品目（紙製品、加工木材、麦、砂糖、米など）は今回のFTAの下では関税が撤廃されない。

関税引き下げの事例については、別紙をご参照。

詳細は、以下のサイトをご参照。

<http://chinafta.govt.nz/index.php>

(ご参考) FTA関連レポート

AREA Report 144 「ASEAN・インド・豪州におけるFTAの進行状況」 2007年10月4日
 AREA Report 149 「マレーシア、パキスタンと経済緊密化連携協定(CEPA)」 2007年12月26日
 AREA Report 150 「シンガポール、インド包括経済協力協定(CECA)を一部改定」 2008年1月2日
 AREA Report 160 「日本、ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP)の署名について」 2008年4月2日

(本レポートに関するお問い合わせ先)

アジア法人業務部

北村広明

E-mail: hiroaki.kitamura@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール)65-6231786

宮崎 治

E-mail: miyazaki@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール)65-623179

※ 本レポートは情報の提供を目的に作成しておりますが、お取引の最終判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。資料は信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。

中国からニュージーランドへの輸出品目トップ5に係る関税削減スケジュール

別紙

①	HSコード85	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
(例)		Base Rate 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 関税撤廃時期
	8535.10.00	ヒューズ 7 5.6 4.2 2.8 1.4 free 2012
	8501.10.00	電動機 (出力が37.5ワット以下のものに限る。) 6.5 5.2 3.9 2.6 1.3 free 2012
*当該品目分類の製品の関税は2012年までに大半が撤廃される。		
②	HSコード84	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
(例)		Base Rate 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 関税撤廃時期
	8425.11.00	ブリー、タックル、ホイスト、ウインチ、キャブスタンジャッキ、電動機により作動するもの 7 5.6 4.2 2.8 1.4 free 2012
*当該品目分類の製品の関税は2012年までに大半が撤廃される。		
③	HSコード61	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)
(例)		Base Rate 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 関税撤廃時期
	6101.20.02	オーバーコート 19 16.3 13.6 10.9 8.1 5.4 2.7 free 2014
*当該品目分類の製品の関税は2016年までに大半が撤廃される。		
④	HSコード62	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)
(例)		Base Rate 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 関税撤廃時期
	6201.11.02	オーバーコート、レインコート、カーコート、マント 19 16.3 13.6 10.9 8.1 5.4 2.7 free 2014
	6201.12.02	ウールまたは織獣毛製のもの 19 16.3 13.6 10.9 8.1 5.4 2.7 free 2014
	6201.13.02	コットン製のもの 19 16.9 14.8 12.7 10.6 8.4 6.3 4.2 2.1 free 2016
	6201.13.02	人造繊維製のもの 19 16.9 14.8 12.7 10.6 8.4 6.3 4.2 2.1 free 2016
*当該品目分類の製品の関税は2016年までに大半が撤廃される。		
⑤	HSコード94	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
(例)		Base Rate 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 関税撤廃時期
	9403.30.00	オフィスで使用される木製家具 7 5.6 4.2 2.8 1.4 free 2012
	9403.40.00	キッチンで使用される木製家具 7 5.6 4.2 2.8 1.4 free 2012
	9403.50.00	ペットルームで使用される木製家具 7 5.6 4.2 2.8 1.4 free 2012
*当該品目分類の製品の関税は2012年までに大半が撤廃される。		

ニュージーランドから中国への輸出品目トップ5に係る関税削減スケジュール

①	HSコード04	酪農産品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
(例)		Base Rate 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 関税撤廃時期
	04031000	ヨーグルト 10 8 6 4 2 0 0 0 0 0 0 0 0 2012
	04011000	ミルク及びクリーム(脂肪分が全重量の1%以下のもの) 15 12 9 6 3 0 0 0 0 0 0 0 0 2012
	04012000	ミルク及びクリーム(脂肪分が全重量の1%を超え6%以下のもの) 15 13.5 12 10.5 9 7.5 6 4.5 3 1.5 0 0 0 2017
	04021000	ミルク及びクリーム 10 9.2 8.3 7.5 6.7 5.8 5 4.2 3.3 2.5 1.7 0.8 0 2019
	04051000	バター 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 0 0 2017
*当該品目分類の製品の関税は2019年までに大半が撤廃される。		
②	HSコード44	木材及びその製品並びに木炭
(例)		Base Rate 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 関税撤廃時期
	44011000	ゴムのラテックス 20 16 12 8 4 0 0 0 0 0 0 0 0 2012
	44021000	木炭(竹製のもの) 10.5 8.4 6.3 4.2 2.1 0 0 0 0 0 0 0 0 2012
*当該品目分類の製品の関税は2012年までに大半が撤廃される。		
③	HSコード47	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
*現在関税ゼロパーセント		
④	HSコード51	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
(例)		Base Rate 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 関税撤廃時期
	51021100	織獣毛及び粗獣毛(カシミヤやぎのもの) 9 7.2 5.4 3.6 1.8 0 0 0 0 0 0 0 0 2012
	51021910	ウサギ、ノウサギの毛皮 9 7.2 5.4 3.6 1.8 0 0 0 0 0 0 0 0 2012
*当該品目分類の製品の関税は2012年までに大半が撤廃される。		
⑤	HSコード41	原皮(毛皮を除く。)及び革
(例)		Base Rate 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 関税撤廃時期
	41012011	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。) 8 6.4 4.8 3.2 1.6 0 0 0 0 0 0 0 0 2012
*当該品目分類の製品の関税は2012年までに大半が撤廃される。		